

川島町学校規模適正化基本方針
中間とりまとめ（案）

平成 年 月
川島町学校規模適正化検討委員会

目 次

はじめに	1
1 総合振興計画における学校規模適正化の位置づけ	3
2 小学校の児童数の推移	3
(1) 児童数の推移と予測	3
(2) 小学校別の児童数の推移	4
3 学校規模についての法令上の定義	6
4 小規模校におけるメリット・デメリット	7
5 学校規模の適正化の必要性	8
(1) 学習面・生活面	8
(2) 学校運営面	8
6 適正な学校規模についての基本的な考え方	9
(1) 1学級当たりの児童数について	9
(2) 適正な学校規模について	10
7 適正な学校規模確保に向けた取組について	10
8 適正規模確保の取組にあたって検討すべき事項について	11
(1) 通学距離及び通学手段	11
(2) 学校と地域の関係について	11
(3) 学校施設について	11

資料編

○川島町学校規模適正化検討委員会検討経過	12
○川島町学校規模適正化検討委員会名簿	13

はじめに

1 総合振興計画における学校規模適正化の位置づけ

町の最上位計画である「第5次川島町総合振興計画(平成23～32年度)」において、学校規模適正化の位置づけは次のとおりとなっています。また、全庁で重点的・優先的に取り組むために設定した基本計画のリーディングプロジェクトにおいても、主要事業の一つとして位置づけられています。

◎第5次川島町総合振興計画(抜粋)

基本構想 [第4章施策の大綱]

(5) 自己実現を支援する生涯学習のまちづくり【生涯学習・教育】

③ 幼児・学校教育の充実

前期基本計画

リーディングプロジェクト

(1) 定住促進プロジェクト～転出の食い止め～

・子育て支援の充実

学校規模の適正化

基本施策 [第5章第3節2教育環境の整備]

(2) 学校規模の適正化の検討

少子化に対応し、基準にあった学校規模の適正化を図るため、地域の住民の意見を求め、統廃合について検討します。

2 小学校の児童数の推移

(1) 児童数の推移と予測

戦後の各小学校の児童数は、第一次ベビーブーム期による増加で昭和33(1958)年度にピークを迎えた後、全校で減少していきます。昭和45(1970)年に市街化区域と市街化調整区域のいわゆる「線引き」が決定され、中山地区・伊草地区の大部分が市街化区域になると、両地区で住宅開発が進みました。昭和50年代になると、中山小学校と伊草小学校の児童数は短期間で急増し、校舎の増築等を余儀なくされるなど、市街化区域にある2校と市街化調整区域にある4校との間で児童数に大きな開きが見られるようになります。

その後も、中山小学校と伊草小学校は児童が増え続け、昭和59(1984)年度には全小学校の合計児童数が2,158人となり、二度目のピークを迎えます。

平成時代になってからは、平成3(1991)年度に2,111人を記録しますが、その後は減少し始め、平成14(2002)年度には1,382人に、また、10年後の平成24(2012)年度には1,087人となり、平成3(1991)年度に対して51.5%の割合にまでなっています。

今後もこの減少傾向は進み、平成27(2015)年度には初めて1,000人を下回って981人に、また、平成30(2018)年度には822人まで減少することが見込まれています。

(2) 小学校別の児童数の推移

平成25(2013)年5月1日現在の各小学校の児童数は、中山小学校が380人、伊草小学校が334人、三保谷小学校が77人、出丸小学校が86人、八ッ保小学校が86人、小見野小学校が98人となっており、三保谷小学校、出丸小学校、八ッ保小学校及び小見野小学校で100人を下回っています。また、1学年の児童数が10人以下の学年がある小学校は、三保谷小学校及び八ッ保小学校となっています。

平成4(1992)年度には、中山小学校が川島八幡住宅団地の造成等により、児童数854人、全学年4クラスと、過去最高の学校規模となりましたが、その後は著しく減少しており、他の5校も同様に減少傾向となっています。出丸小学校や八ッ保小学校、小見野小学校では、平成4(1992)年度に比べて50~60%の減少となっていますが、三保谷小学校では226人に対して76人と、当時の34%にまで減少しています。

今後については、平成26(2014)年度に八ッ保小学校で2年生と3年生の複式学級の編制が予定されているほか、平成29(2017)年度には、中山小学校と伊草小学校が200人台に、また、平成30(2018)年度には、三保谷小学校と出丸小学校で60人台にまで減少することが見込まれています。

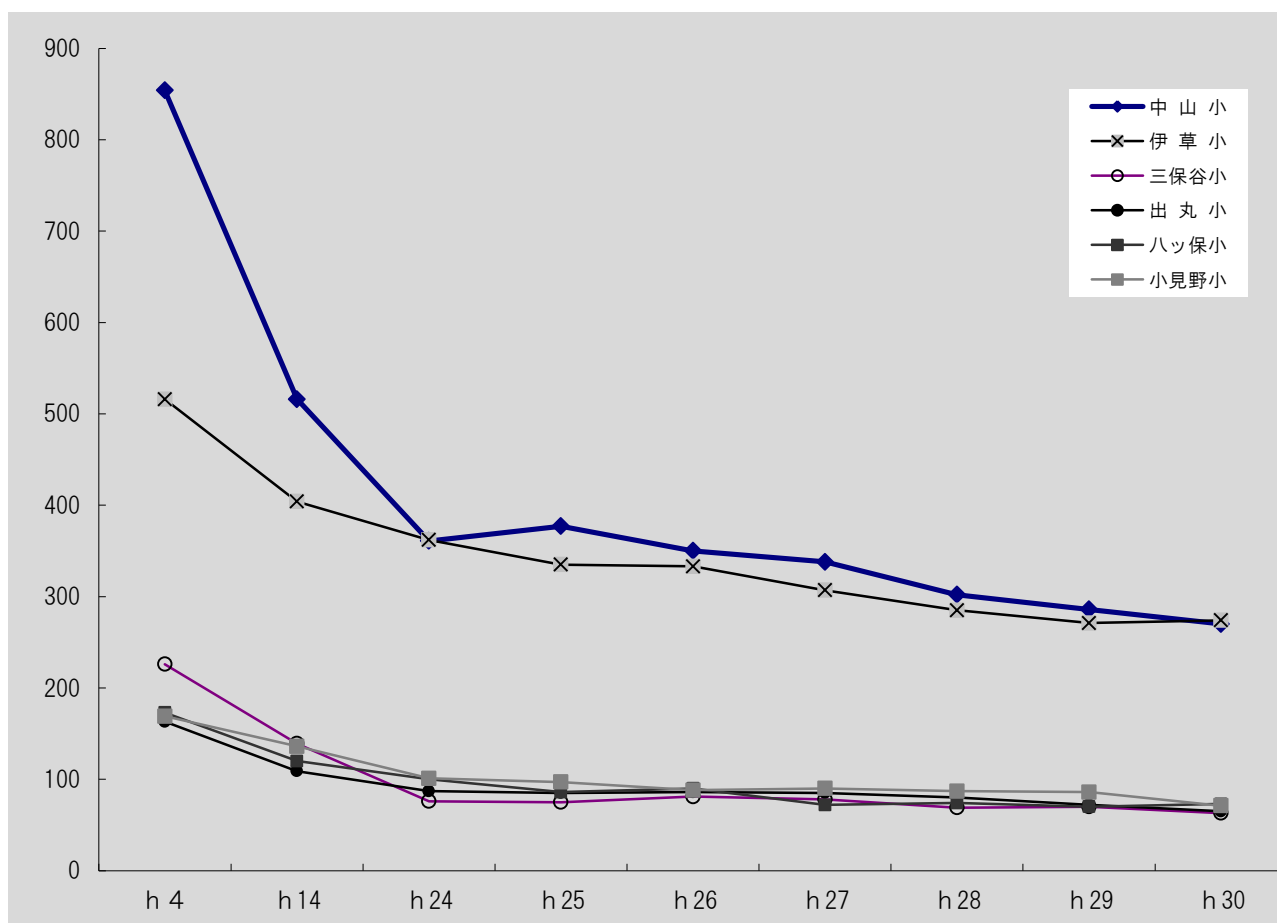
また、児童数が少ないことによる学年間や男女間のアンバランスも顕著になっています。

■各小学校の児童数の推移と将来予測

	h 4	h 14	h 24	h 25	h 26	h 27	h 28	h 29	h 30
中山小	854	474	361	380	353	346	310	290	274
	128	82	54	65	44	53	37	33	42
伊草小	516	404	362	334	335	306	284	266	264
	69	61	45	41	52	43	41	43	44
三保谷小	226	139	76	77	83	79	71	73	67
	41	16	11	15	17	7	13	10	5
出丸小	163	109	87	86	87	86	82	74	67
	20	19	20	10	13	14	9	9	12
ハッ保小	173	120	100	86	90	72	73	71	75
	26	16	9	6	19	7	18	12	13
小見野小	169	136	101	98	90	92	89	89	75
	25	16	21	13	10	18	14	13	7
合 計	2,101	1,382	1,087	1,061	1,038	981	909	863	822
	309	210	160	150	155	142	132	120	123

※1 上段：全校児童数 下段：新入学児童数

※2 平成26年度以後の児童数は、平成25年4月1日現在の未就学児童数調による。



3 学校規模についての法令上の定義

① 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第41条 小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第42条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

② 義務教育諸学校の施設費の国庫負担に関する法律施行令

(昭和33年政令第189号)

(適正な学校規模の条件)

第4条 法第3条第1項第4号*の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- (2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

*法第3条第1項第4号 (義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律～国の負担)
 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費
 2分の1

③ 旧文部省助成課資料

「これからの学校施設づくり」(昭和59年)では、次のとおり学校規模を学級数で分類しています。

学校規模	過小規模	小規模	適正規模		大規模	過大規模
			適正規模	統合の場合の適正規模		
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

4 小規模校におけるメリット・デメリット

小規模校におけるメリット・デメリットについて、川島町学校規模適正化研究会の報告書では次のように整理しています。

区分	メリット	デメリット
学習活動面から	<ul style="list-style-type: none"> ・児童一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行うことができる。 ・学校行事において、児童一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。 ・教職員が全校の児童の実態を把握することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数のため、団体競技が難しい。 ・子ども同士や教員からの情報量が少なく、多様な見方、考え方が育ちにくい。 ・同じメンバーなので成績が序列化しやすく、学力向上に結びつかないおそれがある。
生活面から	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等の指導上の問題が起こりにくい。また、不登校も少ない。 ・児童相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすく、思いやりややさしさが育まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内、学級の間人間関係が固定化し、人間関係づくりや忍耐性等の育成の課題がある。また、順位づけがされる可能性や人間関係が壊れると修復が難しい。 ・学年間や男女間の人数にアンバランスが生じやすくなる。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。
学校運営面から	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営への地域への協力体制が強い。 ・地域住民と児童の交流が図られ、地域の目が行き届き、お互いが分かり合える環境で、安全安心な学校生活を送ることができる ・教職員や施設設備の状況が把握しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が少ないため、緊急時等において十分な対応ができないおそれがある。 ・安全安心な登下校を考えると集団が組みにくく、地域や保護者に依頼する部分が多い。 ・教員が少ないため、学校行事や総合的な学習の時間などで、安全で十分な活動場所を確保することが難しい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事に子どもたちが参加し、地域とともに子どもを育てる雰囲気が醸成される。 ・「おらが学校」として、学校に寄せる地域の期待が大きく、学校そのものが地域の拠点となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外活動や旅行行事、卒業アルバムの制作などで個人負担が多くなる。 ・PTA活動で、一人あたりの役割分担が多くなり、保護者の負担感が増す。

5 学校規模の適正化の必要性

上記4で記したように、小規模校にもその規模によるメリット、デメリットがあります。各学校では、こうしたデメリットに対し、教職員やPTA、地域の方々の協力によって教育活動の充実に向け努力しています。

しかし、学校の規模に起因する課題については、地域の方々の協力や学校の取組だけで克服することは容易ではありません。このため、次のような要件を満たす学校規模が必要であると考えました。

(1) 学習面・生活面

- ① 多様なものの見方や自分の思い・考えを深めることができるグループ学習や大きな集団による活動など、多様な学習形態を取り入れた教育活動が可能になること。
- ② 児童数が過度に少ないことで起こる問題が生じないよう、一定の学校規模により、教員と個々の児童とのかかわりを良好に保つことができること。
- ③ 児童が多様な価値観を持つ多くの友達や多くの教員と出会い、交流することによって、集団でのルールを学び、社会性を身につけていき、心身ともにたくましく成長できること。
- ④ クラス替えは、友達関係の固定化や人間関係の序列化を防ぐことができるとともに、新たな人間関係を築くことによって個性を伸ばす機会にもなることから、クラス替えの効果が発揮できるよう各学年で複数の学級を確保できること。

(2) 学校運営面

- ① 教員間での支援体制が適切に取れるとともに、校務分掌や学年事務が無理なく分担できる一定数の教員配置が可能であること。
- ② 教員同士で学年の運営や教科の指導について情報交換や研究ができ、児童への対応について相談ができる各学年での複数の学級を確保できること。
- ③ PTA活動で保護者の負担感が増すことなく、学校運営に協力できること。

※ 学級編制及び教職員配当については、国及び埼玉県教育委員会において、編制基準及び配当基準が定められています。

- ・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)
- ・埼玉县市町村立小・中学校学級編制基準
- ・埼玉县市町村立小・中学校県費負担教職員配当基準

6 適正な学校規模についての基本的な考え方

『児童減少期に向けた小学校の学校規模のあり方に関する報告書(平成25年3月川島町学校規模適正化研究会)』で報告された提言の一つに、よりよい学習環境の創設があります。より良い学習環境の創設とは、「学習活動、生活面、学校運営の視点に基づき、学校教育としての集団活動にふさわしい適正規模の検討と、児童の通学に適した学校配置の検討をする。」としています。

また、学校教育法施行規則第41条では「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とするが、地域の実態その他により特別の事情がある場合にはこの限りでない。」とされています。

こうした点を踏まえ、本委員会では、1学級の定員を40人とした普通学級(特別支援学級は含まない)を対象として考え、小学校の学校規模について以下の検討を行いました。

(1) 1学級当たりの児童数について

1学級当たりの望ましい児童数の条件として、子供たちが授業への参加意識や充実感を得るためには、授業での発言などを通して教員や子供同士のコミュニケーションを取る機会が多く確保されていることが大切です。個人学習と班・グループ学習を活用することにより、学習の協同化の長所が生かされると考えられます。

グループでの討論・検討など思考の多様化や協力を求める学習のことを考えれば、5～6人を1班として4～6班のグループが編成できることが望ましいと考えられます。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条では、学級編制の標準を定められています。小学校において同学年の児童で編制する学級の人数は、かつては50人でしたが、その後、45人となり、現在は40人と規定されています。ただし、小学校1年生では、入学当初に子供たちが顔と名前が一致し学校生活に馴染めるように、1学級あたりの人数を35人としており、現在、2年生以上の学年においても35人とすることが検討されています。

また、1つの学級を習熟度別に2つのグループに分けたり、2つの学級を3つのグループに分けて少人数で授業を行い、児童一人一人に対するきめ細かい指導を進める、少人数指導の授業形態もあります。

(2) 適正な学校規模について

適正な学校規模を構成する要素として重要な点は、適切なクラス替えが可能であるということです。クラス替えを通じて様々な新しい人間関係が生じ、そこから多様な価値観や学習意欲、さらにはよい意味での競争心が生まれるなど、単学級による弊害を除くことが可能となります。さらに、クラブ活動での選択肢の確保、運動会や合唱祭などの学校行事における学級ごとの取組など、集団としての教育面を考慮した場合、小学校では最低でも1学年に複数学級あることが望ましいと考えられます。

教員の側にとっても、1学年に複数学級あることは教員相互の研修が可能となり、互いに切磋琢磨できることや校務分掌の分担という面からメリットがあります。

また、昨年、在籍児童の保護者を対象に川島町学校規模適正化研究会が実施した、「児童減少期に向けた小学校の学校規模のあり方」に関するアンケートでも、1学年2クラス以上、1クラスの場合でも10人以上の児童数は必要という意見をはじめ、複式学級は避けたい、偏りのない男女の構成比を前提にするという意見が寄せられています。

これらのことを踏まえ、検討委員会では、本町における小学校の「適正な学校規模」を、次のように考えました。

「1学年あたりの学級数は、複数とする。」

「全学年の学級数は、12学級以上18学級以下とする。」

7 適正な学校規模確保に向けた取組について

以上のようなことから、本町の小学校の学級編制の状況をみると、中山小学校と伊草小学校が1学年あたり2学級、全学年で12学級[※]の編制ですが、三保谷小学校、出丸小学校、八ッ保小学校、小見野小学校はいずれも1学年あたり1学級、全学年で6学級[※]であり、検討委員会で考えた適正な学校規模の学級数を下回っています。

このため、適正な学校規模を確保するためには、本町が置かれている現状や今後の児童数の推移予測を鑑みたとき、「統合」という方法で取り組んでいくことが望ましいと考えます。その際、7ページにあるような小規模校ならではのメリットを残せていけるよう、教育環境の整備に配慮する必要があります。

※ この学級数は、平成25年度のものであります。また、特別支援学級は含めていません。

8 適正規模確保の取組にあたって検討すべき事項について

今後、適正な学校規模確保に向けた学校配置を具体的に検討していく事項として、通学手段の確保や、学校と地域との関係などが考えられます。

(1) 通学距離及び通学手段

国の基準として小学校ではおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内という基準があります。(昭和33年文部省令第189号)

現在、各小学校の通学距離は、おおむね国が示す基準内に入っておりますが、適正配置を進めることによって通学距離が現在よりも遠くなることが考えられます。

通学の安全確保という観点からも必要に応じてスクールバスの運行などの通学手段の確保や、何らかの通学支援策を検討することが必要です。

(2) 学校と地域との関係について

本町の学校と地域との関係性の特徴として、PTAや学校応援団をはじめ、学校に対する地域住民の協力が非常に強く、また、様々な地域の行事に児童や教員が積極的に参加するなど、両者の関係が良好に保たれていることが挙げられます。

このような点は、特に小規模校によく表れており、前述したメリットの一つにもなっていますので、継承していくことが必要です。

(3) 学校施設について

本町の小学校の校舎は、伊草小学校を除いて昭和40年代から50年代前半に建築されたもので、定期的な大規模改修を行っているものの、学校によっては建築後40年を経過しているものもあり、学校配置を検討する上で施設の老朽化も考慮する必要があります。

資料編

川島町学校規模適正化検討委員会 検討経過

○第1回検討委員会 平成25年6月27日

- ・小学校の現状及び平成26年度以後の入学児童予測について
- ・今後の予定について

○第2回検討委員会 平成25年7月31日

- ・小学校の配置及び規模の適正化に関する意見交換
- ・小委員会の設置について

○第3回検討委員会 平成25年9月27日

- ・小委員会の設置について

○小委員会（第1回） 平成25年10月15日

- ・4つの課題の検討
- ・今後のスケジュールについて

○第4回検討委員会 平成25年11月20日

- ・4つの課題の検討
- ・今後の検討の流れについて

○小委員会（第2回） 平成25年12月6日

- ・中間とりまとめ（案）について

○第5回検討委員会 平成25年12月20日

- ・中間とりまとめ（案）について

川島町学校規模適正化検討委員会委員名簿

区分		氏名	所属・職等	備考
第1号	学識経験者	梶野賀一郎	学校規模適正化研究会委員	
		加藤 静一	学校規模適正化研究会委員	会長
		菊池 建太	学校規模適正化研究会委員	H25.12.17まで
		栗原 保	学校規模適正化研究会委員	
第2号	区長の代表	岡部 登一	中山地区代表区長	
		笛木 満	伊草地区代表区長	
		矢部 彰	三保谷地区代表区長	
		鈴木 俊夫	出丸地区代表区長	
		伊藤 禎章	八ッ保地区代表区長	
		小久保 彰	小見野地区代表区長	
第3号	公民館長の代表	岡部 俊夫	公民館連絡協議会長	副会長
		山崎 武	公民館連絡協議会副会長	
第4号	川島町学校職員 の代表	蓮見 重人	川島町校長会長	
		佐藤 路傍	川島町校長会副会長	
第5号	小学校PTAの 代表	新井真理子	中山小学校PTA会長	
		三田 成克	伊草小学校PTA会長	
		鈴木 智	三保谷小学校PTA会長	
		黒岡 諭志	出丸小学校PTA会長	
		染矢 洋文	八ッ保小学校PTA副会長	
		大畑 修	小見野小学校PTA会長	
第6号	公募による委員	椎橋 政広		
		藤間 文隆		
		矢部 京子		
		山口扶由子		

川島町学校規模適正化検討委員会

川島町教育委員会教育総務課

〒350-0122 川島町大字下八ツ林 923 番地

TEL : 049-297-1685

FAX : 049-297-8410

E-mail: gakkou@town.kawajima.saitama.jp